

平成19年度第2回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成19年11月5日（月） 15時00分～17時30分

場所：成田国際空港株式会社 S1会議室

出席：委員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）

白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）

筑波大学法科大学院 藤村和夫教授

横浜国立大学大学院工学研究院 柴山知也教授

N A A：高橋常務執行役員、林常務執行役員（工務部長）、大久保執行役員（総務部長）

総務部、調達部、工務部

議事：

1. 高橋常務執行役員挨拶

2. 前回指摘事項について

調達部より、前回指摘事項について説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>(ライフサイクルコストについて)</p> <p>総合評価方式における工法の選定においては、長期間の使用を考慮すると、トータルのコストが安くなるのではないかというような提案を受け付けるといった工夫も必要だ。</p>	<p>上期には、該当するような工事はなかったが、今後設備改修や更新工事において、心がけていく。</p>

3. 随意契約ガイドラインについて

調達部より、随意契約関連規程の体系及び随意契約ガイドラインについて説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>ガイドラインの留意事項において、「特に合理的な理由なく、意図的に分割されているようなもの等については、これらを一括するなどして競争契約にすることとする」とあるが、競争に付することを避けるために、契約を分割することはしないようにという趣旨なのであれば、そもそも契約を分割しないようにという表現をとるべきである。</p>	<p>留意事項の趣旨はそのとおりであるので。表現方法を直す。</p>
<p>企画提案型契約方式によって役務提供等の契約をする場合は随意契約によるものとするがあるが、複数から提案してもらおうほうがむしろ合理的ではないか。</p>	<p>複数の社からの提案を比較、最も高い評価を得た社と随意契約を締結するという意味である。</p>
<p>契約の合意があつたにもかかわらず、締結に応じないという場合は、理由としてどのようなものが考えられるのか。また、その場合、その会社に対し何らかのペナルティーを課すということを検討しているのか。</p>	<p>例えば外国の製品を使用して安くできるとした社が、結果としてその製品が入手できなくなり契約に至らないというケースが想定される。その場合のペナルティーも検討する。</p>
<p>随意契約によるものとする場合の一例として、企画提案型契約方式により、役務提供等の契約をする場合を挙げているが、「役務提供等」の等には、いわゆる物品購入や製造等は入らないのか。</p>	<p>ほとんどが役務提供だが、物品購入や製造等を制限しているわけではない。</p>

<p>随意契約ガイドラインは、随意契約の数を少なくする方向に働くのか、それとも多くなる方向に働くものなのか。</p>	<p>原則は競争契約であり、きちんとした理由があるものが随意契約となる。これを明確にすることがガイドラインの目的なので、これによって随意契約を少なくするとか多くするとかいうものではない。</p> <p>ただ、明確な理由がなければ公募となるので、そういった意味では結果的に随意契約が少なくなることも考えられる。</p>
--	--

4. 契約状況等について

調達部、総務部より、工事等に関する契約状況、無効案件及び不調案件の状況、随意契約理由、取引停止措置の状況について説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>無効・不調の原因は、NAAが低めに積算していることにあるようだが、今後、積算方法を変えていく方向で対処するのか。それとも、今までどおりの積算方法を継続していく方向なのか。</p>	<p>調査会社等へ市場価格の確認などを行いながら、積算を行っていくなど更に見積の精度を上げていく。</p>
<p>不調案件における、応募社の見積とNAAの積算の差はどこにあるのか。</p>	<p>参考見積では相当に安い値段を出すのに、募集すると応募してこない社が最近見受けられる。積算は、その安い値段を査定して算定するので、他の応募社とはなかなか折り合うことができないといった事態がある。こういったことが積算の差の一因として存在する。</p>
<p>制限価格の事前公表の有無によって、その後の成果に何か差が出るのか。</p>	<p>制限価格を公表しない場合、制限価格よりも高い価格での入札があったので、それから制限価格以下まで下げる交渉がまず必要であったのが、公表することによって最初から制限価格以下の交渉になってくるので、労力が相当に軽減されることとなる。</p> <p>ただし、逆に応募者がいないケースが出てき</p>

	ているのも確かである。
<p>ターミナルビルのリニューアル工事2件と乗継施設の工事は、契約日が近接しており、これらはすべて応募者の辞退によって不調となり、その後辞退した社と同じ社から見積を徴取した結果、一部は制限価格を超え、超えていないものも制限価格に近接して契約している。このようにすべて辞退しておきながら、随意契約にすると、引き受けるというのは違和感を感じる。</p>	<p>供用中のターミナル内での工事なので、応募者がお客様に迷惑がかからない対策を見積の中に盛り込んだ結果、制限価格を超えてしまったことが原因である。NAAでもこういった点を十分に考慮して積算すべきと考えている。</p>

5. 低見積調査について

以下の3件について、調達部及び工務部より低見積調査の状況について説明。

N A Aビル撤去工事	: 落札率50%
整備地区エプロン舗装改修実施設計	: 落札率45%
東側誘導路地区造成その他工事	: 落札率69%

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>低見積となった原因は、今後同種の工事に参入したいという動機からなのか、単なるディスカウントなのか。前者だとすればきちんと施工するだろうが、もし後者であれば、きちんと施工したか確認する必要があるのではないかと。</p>	<p>ほとんどの工事は今後同種の工事に参入したいという応募社の方針によるものである。低見積案件については、監督をきちんと行うよう工事監督部署に依頼している。</p>
<p>低見積の調査を行うと、契約金額が最初の見積額よりもさらに安くなるケースが多いがその理由は何か。</p>	<p>低見積調査というのは、価格交渉と同様の項目について相手方から聞き取りを行うので、複数の社が応募した場合、それぞれ自社が受注したいと考えて、更に価格を下げているようだ。</p>

6. 総合評価方式について

「天神峰トンネル防護その他工事」について、工務部より工事概要、総合評価基準の設定内容、技術審査の内容等を説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>騒音と周辺環境における点数は、1位が8点で最下位が0点としており、応募者が少ない時には大きな点差が付くこととなるため、この部分で落札者が決まるほど、非常に大きな要因となる。この点数付けは妥当だと考えるか。</p>	<p>本工事は、工事現場の近くに居住している方がいるため、ご迷惑をかけない工法というのが、重要なポイントであった。従って、妥当であると考えます。</p>
<p>総合評価方式導入の目的の一つに、価格が高くてもよい技術を持った会社と契約するということがあるが、結果として応募者の価格にあまり差がついてない。すなわち、各社とも価格が非常に重要な要素になるのだと認識しているということだ。</p> <p>ついては、価格点の重みを下げて技術点の重みを上げないと、企業の行動は変わらないのではないか。</p>	<p>導入当初は、技術点 20・価格点 80 としていたが、今回は、技術点 30、価格点 70 としたところ、以降、良い技術でという姿勢が見られたこともあり、今回は 30・70 とした。</p>
<p>工事完了日の点数付けは、上から10, 9, 8, 7点と固定されている一方、環境点については1位が8点、最下位が0点で、それ以外は1位と最下位の間で按分していく方式となっている。これは最終的な重み付けに影響を与えているが、それは妥当だと考えているのか。</p>	<p>完了日は具体的な数字が明らかになるので点数を固定しているが、環境点は、対策が適切かどうかという具体的な数字の設定が難しいので、按分という方式を採用している。</p>

7. 全体を通しての意見

委員からの意見
特になし

8. 大久保執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成20年6月27日（金）に開催予定。